

件名	県職員の賃金の引上げについて
受付日	令和7年5月9日
ご意見・ご提案の概要	<p>中堅・若手県職員の給与を引き上げることで、職員の働く意欲の向上や業務効率の改善が期待できるし、民間企業の賃金引上げを促す可能性がある。全国平均と比較して遜色のない給与体系を構築するなど、県において給与の引上げを行ってほしい。</p>
県の考え方	<p>地方公共団体の職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与などを考慮して定めなければならないと地方公務員法に規定されています。このため、給与制度は国家公務員の制度を基本とし、給与水準は県内の民間給与との均衡を念頭に、職員の給与が適切であるかを検討しています。</p> <p>具体的には、人事行政に関する専門的・中立的機関である人事委員会が毎年、県内民間事業所の給与の実態を調査した上で、県議会及び知事に必要と考えられる給与の改定を勧告しています。昨年度は初任給を始め若年層に重点を置きつつ、給料表全体の引上げ改定等を行いました。</p>
担当課	人事委員会事務局 職員課